

グローブ 職員倫理綱領

私たち職員は、下記の「グローブ 職員倫理綱領」にしたがい、利用者の一人ひとりの自由と権利を守り、利用者が1人の人間として健康的でかつ豊かな生活を送るために、利用者とともに成長していくことを誓います。

1. 生命の尊厳

私たち職員は、利用者が安全で安心に過ごせるよう配慮し、利用者に対して誠実に向き合い、最良の福祉サービスを提供することに努めます。

2. 人権の擁護

私たち職員は、いかなる理由があっても、利用者に対して差別・虐待はせず、利用者の人間としての権利を擁護します。

3. 個人の尊重

私たち職員は、利用者一人ひとりの個性・主体性・可能性を大切にし、利用者が誇りをもって暮らせるよう支援します。

4. 財産と個人情報の保護

私たち職員は、利用者の財産と個人情報を保護します。

5. 地域社会への働きかけ

私たち職員は、利用者が地域の中で生活していくうえで、地域の理解と協力が得られるよう、積極的に働きかけ、地域の方々に愛される事業所を目指します。

6. 職員の専門性

私たち職員は、福祉サービスを提供するものとして、必要な役割と使命を十分に自覚し、常に知識と技術の向上に励み、障がい者福祉に従事する職員としての専門性を高めます。

7. 点検と評価

私たち職員は、この「グローブ 職員倫理綱領」と「グローブ 職員行動規範」を遵守し、適切な支援がなされているか、たえず点検・評価しながら、支援の改善と向上を図ります。

この「グローブ 職員倫理綱領」と別添の「グローブ 職員行動規範」をたえず念頭に置き、利用者に対してより良い支援をおこなっていくことが、私たち職員の責務です。私たち職員は、利用者の健全で明るい生活を守るために、この「職員倫理綱領」と「職員行動規範」を遵守することを約束します。

附則

1. この職員倫理綱領は、平成29年12月11日に制定し、平成30年1月1日から施行する。
2. 令和4年4月改定